

○ 申告書等控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等の提出は、是非 **e-Tax** をご利用ください

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

○ **申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）**

書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。

なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

○ **保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得も可）**

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。

写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。

法人の申告書等には利用できません。

○ **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）**

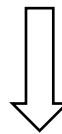
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

※ 「金融機関等への提出」を目的とした閲覧はできませんので、ご注意ください。

○ **納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請・取得も可）**

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



国税だより（令和6年10月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

コクゼイ
0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

相談可能税目：年末調整（10月上旬から翌年1月下旬まで）、所得税の定額減税、
所得税・消費税の確定申告、インボイス制度

国税庁 チャットボット 検索

スマホでのご利用はこちらから→



⇒ タックスアンサー（よくある税の質問）を利用する

国税庁 タックスアンサー 検索

スマホでのご利用はこちらから→



国税だより（令和6年10月発行分）

○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/> 又は「国税庁」で「検索」) をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）※ナビダイヤル

○ 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）をお忘れなく

令和6年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第2期分）の納期限は、令和6年12月2日（月）です。納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

また、国税庁では納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいており、上記、振替納税のほか、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付も大変便利です。この機会に是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/> 又は「国税庁」で「検索」) をご覧ください。

（注）予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

○ **給与所得の源泉徴収票は、e-Tax又はeLTAXで提出できます**

「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払報告書」の作成及び提出は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）又はeLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくと大変便利です。

なお、eLTAXにおいては、「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払報告書（個人別明細書）」を同時に作成し、税務署、市町村へ一括して提出できますので、更にお勧めです。

おって、政府の推進するデジタル化の一環として、「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払報告書」の電子化を推進していることから、令和6年分の年末調整関係用紙の送付書類につきましては、以下のとおり変更します。

◆ 給与所得の源泉徴収票の封入枚数・・・一律1部

◆ 給与支払報告書（総括表）の封入枚数・・・一律1枚

e-Tax及びeLTAXの詳細については、こちらをご覧ください。

e-Tax（WEB版）



eLTAX



おって、提出について、ご不明な点がありましたら、こちらをご覧ください。

法定調書の作成と提出

